

1. 監査方針設定と組織化活動(監事)

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その1 年度の監査方針の 設定	法人の全体方針と監査方針との関連性を正しく理解していなかった。	法人の全体方針と監査方針との関連性を正しく理解し、年度の監査方針を設定した。	年度の監査方針の設定に際して、監査の対象範囲や視点、監査結果の活用先などを考慮した。	年度の監査方針の設定に際して、従来の法人監査にはなかった新しい視点を導入した。	自ら主体的に設定に関わった監査方針が、他の独立行政法人監査に影響を与えて、モデルとなった。
監事その2 年度の監査方針の 関係者への周知徹底	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して自らが説明はしなかった。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して自ら説明した。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して説明して、理解を得た。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に正しく理解されるように啓蒙に務めた。	法人の監査方針やその背景にある考え方が理事長はじめ全職員に確実に浸透するように啓蒙に務めた。
監事その3 月次会計報告の 監査	会計月次報告の説明を受けたが特に目立ったコメントはしなかった。	会計月次報告に対してより第三者的な立場でコメントを行った場がフォローはしなかった。	会計月次報告結果に對して第三者的な立場でコメントを行い、そのフォローを行った。	会計月次報告結果に對しての第三者的な立場でのコメントをフォローしてそこから問題点を早期に把握した。	会計月次報告結果に對しての第三者的な立場でのコメントに基づいて問題点を解決し再発防止をはかった。
監事その4 理事長、理事の 職務遂行監査	役員会・理事会の招集や決議の方法及びその内容に関する監査を行わなかった。	役員会・理事会の招集や決議の方法及びその内容に関する監査を行ったが、理事長や個々の理事の職務遂行に関する監査は行わなかった。	理事長や理事の職務遂行が、法令や理事会決議に適合しているかを定期的に監査した。	理事長や理事の職務遂行を違法性監査の観点に止まらず、国民にとって著しく不当な内容ではないかの適合性監査を行った。	理事長や理事の職務遂行結果を国民にとり著しく不当な内容ではないかの適合性監査を行いその結果を自ら発表した。

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その5 事業所や関連団体な ど業務の実地監査	事業所や関連団体な ど法人業務の実地の 現場である現地に赴 いてその業務遂行を 監査した。	実地監査を行ったが、 その準備や事後報告 は事務局が主に行っ ており、自ら踏み込 んだ監査をしなければ ならなかった。	実施監査の対象設定 の段階から自らが総 合的な判断で臨み、監 査計画を立案して、監 査を行った。	実施監査を自ら総合 的に判断で企画して、 監査を行い、さらに関 係者からの聴取だけ でなく自ら実地監査 を行った。	自ら実施調査を行っ た結果を、違法性、 妥当性の観点から将 来のリスクを考慮して 理事長以下の理事層 に報告を行った。
監事その6 法人の機関連業績目 標の内部評価の結果や 過程に関する監査	法人の機関連業績目 標の内部評価に関して は結果報告を受け ただけで特にアクシ ョンをとらなかった。	法人の機関連業績目 標の内部評価の結果に ついて、コメントはし たが、国民の視点か らの第三者的観点 指摘や報告までは行 わなかった。	法人の機関連業績目 標の内部評価の結果に ついて、国民の視点 から客観的な問題指 摘や改善報告を行っ た。	法人の機関連業績目 標の内部評価の結果の みならず、その評価 方式や運用実態まで 踏み込んだ監査を行 いその結果を理事長 や理事層に報告した。	法人の機関連業績目 標の内部評価に関する 改善報告を、理事長 や理事層に対して行 い、実際に改善に結 びつけるよう強い 働きかけを行った。